

撮影に関する注意事項

撮影にあたっては、以下の事項を遵守してください。

- (1) 撮影にあたっては撮影概要書及び申請書に示された人数、及び時間の範囲で行うこと
- (2) 撮影にあたっては高原利用者の妨げとなる行為のないよう注意すること
- (3) 撮影にあたって、すすきの育成地への立ち入りは原則禁止するが、兵庫県の許可ないし了解を得て立ち入る場合は、すすきへの被害が生じないように細心の注意を払うこと
- (4) 撮影の関係者は取材者用の腕章（自社腕章等）もしくは身分証を着用すること
- (5) 撮影行為者が出したゴミは、撮影行為者が持ち帰ること
- (6) 撮影にあたり、機材や車両等の保管場所又は控室等が必要な場合は、撮影行為者自らがその負担において確保すること
- (7) 撮影に関する電源は、バッテリー等の機材を撮影行為者側で用意すること
- (8) 当該用地内の物件の全部及び一部を滅失、毀損した場合は、撮影行為者の負担で原状回復すること
- (9) 撮影にあたり、不慮の事故、苦情等が発生した場合、撮影行為者の責任において速やかに誠意ある対応を行うこと
- (10) その他、兵庫県、神河町の職員及びとのみね自然交流館管理人の指示に従うこと

※利用のための規制※

砥峰高原は雪彦峰山県立自然公園の第2種特別地域に該当します。

県立自然公園条例（兵庫県条例第80号）第15条では、特別地域内において何人も以下の行為を行ってはならないと規定されています。

- ①当該自然公園の利用者に著しく不快の念を起こさせるような方法で、ごみその他の汚物又は廃物を捨て、又は放置すること
- ②著しく悪臭を発散させ、拡声器、ラジオ等により著しく騒音を発し、展望所、休憩所等をほしいままに占拠し、嫌悪の情を催させるような仕方で客引きをし、その他当該自然公園の利用者に著しく迷惑をかけること。

【撮影企画書（事前協議用）提出先】

神河町役場 ひと・まち・みらい課 宛

メールアドレス：hitomachimirai@town.kamikawa.hyogo.jp

TEL 0790-34-0971 FAX 0790-34-0691